

NO NUKES まちの便り まちの声

非核平和自治体情報誌

2019.9.15 20号

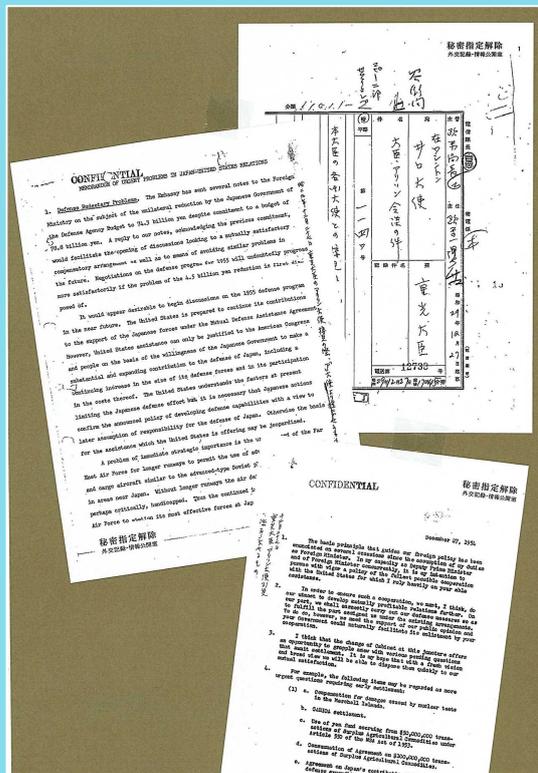
発行：非核の政府を求める京都の会

●再生可能エネルギー普及のあり方

自然エネルギー市民の会の市民共同発電所



●ビキニ被災賠償交渉の真相を語る「公文書」



特集：「再生可能エネルギー普及のあり方」と「ビキニ被災賠償交渉の真相」

—目 次—

再生可能エネルギー普及のあり方

～市民・地域主導で普及促進と地域の自立的発展を！～2 頁

和田 武(和歌山大学客員教授・自然エネルギー市民の会代表・元日本環境学会会長)

公文書は語る！ ビキニ水爆被災の被害賠償交渉

日米合意の真相、戦犯解放による親米気運の好転を策す5 頁

高橋 博子(名古屋大学大学院法学研究科研究員)

連載:NO NUKES 千秋(せんしゅう)の想い^{②⑩}7 頁

若者たちへ呼びかける

ビリョクだけどもリョクじゃない！

被爆国民へ呼びかける

核兵器禁止を我が事として！

長谷川千秋(非核の会京都常任世話人、元朝日新聞大阪本社編集局長)

※今号では「連載:原発のない日本を求めて、講演行脚」を休ませていただきました。

※連載「NO NUKES 千秋(せんしゅう)の想い」は、今号をもっていったん幕を閉じます。次号から連載「世界における非核・脱原発への挑戦」というタイトルで「核時代史研究グループ(若尾祐司さん、木戸衛一さん他のみなさん)」で執筆していただきます。

再生可能エネルギー普及のあり方

～市民・地域主導で普及促進と地域の自立的発展を！～

和田 武(和歌山大学客員教授・自然エネルギー市民の会代表・元日本環境学会会長)

再生可能エネルギー（再エネ）資源は、密度は低いけどどの地域にも存在するという特質があり、地域主体（市民、自治体、生協、各種団体、中小企業等）が担い手となる小規模分散型エネルギー生産方式での活用に適している。

本稿では、まず再エネ普及の現状を踏まえた上で、普及先進国の市民・地域主導とその影響について学び、最後に日本でも市民等が力を発揮すれば大幅普及と社会発展が可能であることを論じる。



* * * * *

1. 再エネ中心社会を目指す世界と立ち遅れる日本

最近、世界では再エネ中心社会を目指す動きが趨勢となっている。2009年の国際再生可能エネルギー機関（IRENA）設立や2011年の福島原発事故等を契機に強まってきた。159カ国とEUが加盟するIRENAは、途上国を含む世界の再エネ普及を推進している。最近、再エネ年間導入量や発電量では途上国が先進国を上回るまでになった。また、発電コストも陸上風力・太陽光発電等が火力や原発と同等もしくは低くなり、市場原理下でも再エネ中心社会へ向かう条件が生まれてきた。

その結果、世界の総発電量に占める再エネ比率が急増しており、2018年には25%に達した。原発比率は対照的に低下し続け10%になった。将来計画として再エネ100%（RE100）を目指す国が57カ国（世界196カ国中27%）にもなった（IRENA, 2019）。RE100目標を掲げる自治体や企業も急増している。地球温暖化危機回避に向けてパリ協定が発効し、21世紀半ばには世界のCO2排出量を実質的に0にする必要があり、今後も再エネ中心社会を目指す動きが加速していくであろう。

このような世界動向の下、日本では安倍政権が原発復活政策を採り、民主党政権下による2012年の固定価格買取制度（FIT）実施後に普及し始めた再エネを抑制する動きさえ現れている。エネルギー基本計画では、原発や石炭火力をベースロード電源に位置づけて優先供給し、電力需要が少ない時期には太陽光発電の「出力抑制」を実施している（九州で頻発）。再エネ発電所新

設計画に対し、電力会社が送電線利用を断るとか、送電線新設に高額負担を求める等で、実施できない事例も多発している。他国並みに、再エネ電力の優先接続・供給制度を採用すべきである。

さらに、各地のメガソーラーや大規模風力発電の建設計画で反対運動が続発している。太陽光、風力、バイオマス発電（「未利用木質」発電以外）では、FITの買取価格が発電規模に関わらず一律であるため、企業が環境等に配慮せず収益性の高い大規模発電計画を強行するからである。ヤシ殻等の輸入燃料を用いる大規模バイオマス発電所も、利益優先企業が進めている。このような地域社会にとって有害無益な大規模発電はFITの対象にすべきでない。

2. デンマークやドイツから普及のあり方を学ぶ

再エネ普及を進展させる上での適切なあり方について、再生可能エネルギー普及先進国と言われるデンマークやドイツの取り組みから学ぶことにしよう。

まず、表1に両国と日本のエネルギー、温室効果ガス、GDP等について比較した結果をまとめた。両国は、再生可能エネルギーを飛躍的に増加させ、温室効果ガスを大幅に削減しつつ、GDPは増加し続けている。国際世論調査による国民の幸福度も両国は上位にある。日本の世界1は債務残高である。本表から、再エネ普及や地球温暖化防止が経済発展をもたらす、国民生活を豊かにしていることが窺える。

両国で再エネが飛躍的に普及した要因として、普及政策の早期採用と高度化と共に、普及の中

表1、ドイツ、デンマーク、日本の比較

項目	ドイツ	順位	デンマーク	順位	日本	順位
国土面積	357386km ²	63位	43094km ²	130位	377973.9km ²	62位
人口(2017年)	8300万人	15位	578万人	110位	12667万人	11位
一次E中の再エネ比率(2017年)	14%		32%		5%	
発電量中の再エネ比率(2017年)	34%		68%		17%	
エネルギー自給率(2017年)	37%		85%		8%	
温室効果ガス1990年比(2017年)	28%減		49%減		1.3%増	
CO ₂ ; 1990年比増減率(2017年)	24%減		36%減		4.0%増	
2018年1990年比GDP	2.59倍		2.61倍		1.23倍	
一人当たりGDP(2018年)	48264	18位	60692	10位	39306	26位
国民幸福度(2019年)10点満点	6.985	17位	7.600	2位	5.886	58位
政府の対GDP比債務残高(2018年)	59.75%	70位	34.27%	146位	237.12%	1位

心的担い手が市民や地域であることが挙げられる。これらが相俟って、普及がスムーズに進み、その結果、環境保全、経済発展、地域の活性化と自立的発展、国際貢献等の社会的好影響をもたらされるため、国民が再エネ普及に賛同し、新たな政策展開や市民等の主体的取り組みが強まるという好循環が生まれている。

デンマークは世界で最初の風力発電導入国であるが、1970年代の石油危機後、市民たちが農業機械メーカーに風力発電機の製造を依頼、設置し始め、風力発電機所有者協会を設立し、買取制度等の政策を政府に要求、実現した。その結果、普及が進み、人口当たりの風力発電設備容量や総発電量中の風力発電比率(2017年;43%)は世界最高である。その風力発電機の約8割が地域住民の所有なのである。現在も、風力発電所建設の際、設備容量の2割以上を設置地域住民が所有するように法的に定められているため、住民の意向が計画段階から尊重され、売電収益も住民に入り、普及が順調に進む。その結果、風力発電機産業も成長し、元・農業機械メーカーであったヴェスタ社は、現在も世界最大シェアを占める。

実はデンマークは、風力とバイオマス以外の再エネ資源に乏しい。山林はないので、防風林の木、麦わらやバイオガス(家畜糞尿等の発酵メタン)等のバイオマスを暖房用の主力燃料として活用し、コジェネレーション(熱電併給)やボイラー施設から住宅やオフィス等に熱水を循環させる高効率な地域暖房システムを全国的に導入し、多数の地域暖房企業があるが、自治体や地域住民が経営し、安価な暖房を供給している。その結果、コジェネプラントや熱水輸送

用断熱パイプ等の製造産業が伸びている。こうして市民・地域主導で2050年にRE100を実現するとともに、さらなる経済発展を目指しているのである。

ドイツは、脱原発・化石資源と再エネ普及増による「エネルギー・ヴェンデ」戦略を展開している。温室効果ガス削減や原発の段階的廃止、再エネ導入の目標を備えた計画を掲げ、それを実現する政策を国民の支持を得て採用するとともに、市民・地域主体が積極的に再エネ普及に取り組み、飛躍的普及が進んでいる。その再エネ発電設備の約半分の46%が市民所有であり、地域主体も含めると約3分の2を所有する。500kW以下の小規模発電では、市民・地域主体の所有比率は9割以上である。

筆者は、ドイツ各地の再エネ普及の多数の現場を調査してきた。市民個人に加えて地域住民や自治体等が協同組合や企業を設立して再エネ利用設備を導入することで、地域の自立的発展が進み、社会全体にも多様な好影響をもたらしている。ドイツの国土の半分以上が、再エネ普及を地域発展の主要手段とする取り組みを展開し、農業後継者難の解消、過疎化や高齢化防止、I・Uターン増加等がみられる。再エネ関連産業や技術も発展し、経済発展や地球温暖化防止等にも貢献している。

最近、両国から学び、世界各国に市民・地域主導の発電所づくりが広がっている。IRENAも再エネ普及における地域の役割の重要性を指摘している。

3. 日本も市民・地位主導で再エネ中心の持続可能社会を目指そう

自然エネルギー市民の会の市民共同発電所



日本も再エネ中心社会を目指す政策を採用するとともに、市民・地域主体が中心的担い手になる状況を生みだせれば、多くの好影響を社会にもたらし、持続可能な社会を目指せる。その鍵は、市民や地域主体がエネルギーの生産者、消費者、供給者、民主社会の主権者として自覚し、力を発揮することである。

市民や地域主体は再エネの生産者になれるし、消費者として再エネ比率の高い電力を購入できる。また、市民、自治体、生協等が新電力会社（PPS）を設立し、再エネ比率の高い電力供給者にもなれる。同時に、市民は主権者として自治体や国に再エネ普及政策を求めていくこともできる。

2019年3月までに、生産者として市民は252万戸以上の住宅に1086万kWの太陽光発電を設置（資源エネルギー庁）し、市民団体等が多様な再エネ市民共同発電所を全国各地に1028基（豊田洋介氏2017年3月調査）設置している。たとえば、「自然エネルギー市民の会」では、福島県農民連との市民共同発電所を都市住民も参加して誕生させる等の取り組みを推進している（写真）。また、2002年からこれまで10回にわたる市民・地域共同発電所全国フォーラムを開催し、共同発電所を全国に広げる役割を果たしてきた。

生協、自治体、市民等が立ち上げた地域新電力会社はすでに数十社に上る。消費者として、これらを含むPPSへの契約変更率は増加し続け、全国平均で10%以上になっている。再エネ比率の高いPPSと契約する自治体も現れた。

自治体が積極的な再エネ普及政策を採用し、市民等と協働すれば、地域が自立的に発展できる。滋賀県湖南市は、全国で最初の「自然エネルギー

条例」を制定し、市民共同発電所づくり等を市民や地域主体が推進、PPSを設立して電力料金を地域内に還元し、自立的発展を目指している。類似の条例は、20以上の自治体に広がっているが、長野県飯田市は、再エネ利用を市民の権利とする条例を定め、自治会や生徒会も参加する350以上の市民共同発電所づくり等、再エネ中心のまちづくりを展開している。また、福島県や長野県はRE100計画を持つ。全国の自治体にそのような政策を求めていくことも重要である。

国の脱原発・化石資源と再エネ重視への政策転換も重要であり、それを掲げる政権を早急に樹立しなければならない。市民・地域主導の取り組みを全国展開し、再エネ普及による社会的好影響を可視化することで、普及を支持する世論を高めていけるであろう。

IRENA(2016)では、再エネを倍増した場合、GDPが最も上昇する国は日本であると予測している。脱原発・再エネ普及こそ日本の健全な発展の道である。私たち市民が力を発揮して持続可能な未来を目指し、未来世代に対する責任を果たしたいものである。

4. 終わりに

市民・地域主導の再エネ普及は、エネルギー生産の民主的社会的化をもたらし、社会変革の契機となるだろう。

（参考文献）和田武『再生可能エネルギー100%時代の到来』あけび書房、『市民・地域主導の再生可能エネルギー普及戦略』、『市民・地域共同発電所のつくり方』かもがわ出版。

公文書は語る！ ビキニ水爆被災の被害賠償交渉 日米合意の真相、戦犯解放による親米気運の好転を策す

高橋 博子（名古屋大学大学院法学研究科研究員）

2018年7月20日、高知地裁はビキニ国賠訴訟に次のような判決を下した。

主文

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

同裁判では資料の隠匿・不開示の問題が重要な争点となっていたが、判決文では次のように述べられていた（一部抜粋）。

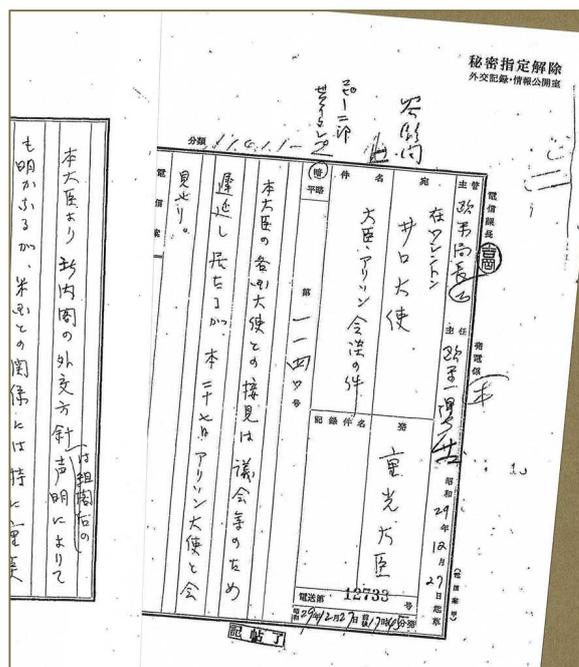
- ・原告らが主張する情報の隠匿に関していえば、本件核実験による被ばくの実態や漁船の被害については既に当時から大きく報道されており、これ自体を隠すことは不可能であったし、日米合意についても、意思決定の過程が全て外部に公表されていたわけではないが、日米合意自体が密約としてなされたものでもない。
- ・かえって、日米合意の裏にあった思惑を推認させる資料に関しては、平成3年の時点で外務省が自主的に開示しているところである。
- ・日米合意の当時に互いの政治的思惑があり、本件被ばくによる世論の沸騰を鎮静化しようと目論んだことが窺われるとしても、そのために情報の隠匿方針が決定され現在に至るまでその意思が貫徹してきたとまで認めるのは困難である。

つまり「かえって、日米合意の裏にあった思惑を推認させる資料に関しては、平成3年の時点で外務省が自主的に開示しているところである」と、あたかも外務省が自主的に「日米合意の裏にあった思惑を推認させる資料」を公開しているかのように説明しているのである。このような判断などに基づいて、高知地裁は、原告の請求を棄却し、国側は勝訴となった。

高知地裁の判決文を読んだとき、私は、はたして外務省は当該資料を自主的に充分に開示していたのであろうか、被告は本当に史料を隠匿していないのか、と疑問に思った。というのは、米原子力委員会の文書から、1954年12月27日

に開催されたアリソン重光会談に関する文書が、2014年にアメリカ在住の知人の協力で米国立公文書館に情報公開請求した結果、開示された文書。その会談に該当する文書が外務省が開示した資料の中には存在していなかったからである。つまり外務省側は1954年12月27日に開催された重光・アリソン会談に関する文書を開示していなかったのである。

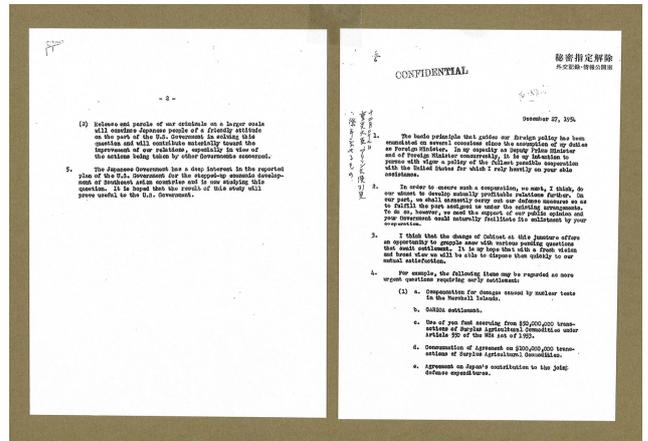
8月末、私は「1954年12月27日のアリソン大使と重光外相との会談」に関する文書と指定して、情報公開請求した。その約一か月後の2018年10月3日付で、外務省総務課外交記録・情報公開室から文書の開示がなされた（開示番号2018-00269）。つまり、高知地裁が判決を出したあともなお、日本政府は日米合意に関する重要文書を隠匿し続けていた事実が発覚したのである。



（写真：重光大臣が作成した昭和29年12月27日の重光・アリソン米大使会談の報告文書）

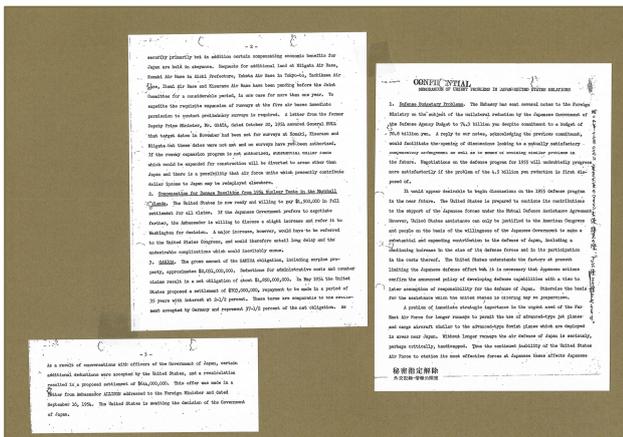
外務省が昨年10月に機密解除した文書によると、ビキニ水爆被災問題の「解決」と日本の戦犯解放とが文字通り並立する問題として提示された。重光外相からアリソン大使に渡された、ビキニ補償問題と戦犯の解放などを記した文書には、「大規模な戦犯の解放と仮出所」によって、「米国政府の役割に対して日本人々に好意的な態度とらせ、われわれの関係改善に向けて実質的に貢献するであろう」と、日本人の対米観が好転することが述べられている。すでに、米国立公文書館によって情報開示された文書によって、日本側が「戦犯の解放」を求めていたことはわかっていたが、今回開示された外務省文書で、重光外相みずからその文書を作成していたことがわかった。刑期を終えていたとはいえ、A級戦犯として実刑判決も受けていた重光外相は、アメリカ側の戦犯追及姿勢をさらに解除させるために、ビキニ水爆被災問題の案件が書かれている同文書に戦犯問題を入れたことが考えられる。彼にとってはビキニ水爆被災の解決よりも、戦犯解放を重視していることがうかがえる文書である。

事件の補償問題の解決に関する件」を決定し、「アメリカ合衆国政府は日本国民の損害の補償のため、法律上の責任の問題と関係なく慰謝料として200万ドル(7億2000万円)を支払う」とする交換公文が交わされた。



(写真:昭和29年12月27日会談で重光大臣がアリソン米大使に手交した文書)

このように、ビキニ水爆被災問題の日米政府間での解決として、1955年1月4日にアメリカ政府が日本政府に「慰謝料」200万ドルを支払う形で政治決着させたが、それを巡る交渉にあたってこの12月27日の文書で明らかになったように、重光外相とアリソン大使とのやり取りがかなり決定的だった。200万ドルは、米議会に諮る必要のない最大限度の額として支出されていた。しかも、日本政府は「慰謝料」と表記されているが、原文では「Ex Gratia」と表記されており、対外活動本部のプール金から捻出されていたので、アメリカ側の責任が問われない、工作費から調達された資金でしかなかった。日本政府・アメリカ政府の間でビキニ水爆被災問題が政治決着させられる一方で、ビキニ水爆被災問題は矮小化されてゆき、米核実験によって被災した人々の実態調査・援護が切り捨てられていったのである。(以上)



(写真:昭和29年12月27日会談でアリソン米大使が重光大臣に提示した文書)

このようなやり取りの結果として、1955年1月4日、鳩山一郎内閣は初閣議で、「ビキニ被災

※ビキニ国賠訴訟の高松高裁第3回控訴審が、9月12日にあり、判決が12月12日となりました。
 ビキニ国賠訴訟の全体像や裁判の様子は、下記ホームページをご覧ください。

●太平洋核被災支援センターホームページ
<http://bikini-kakuhisai.jet55.com/news.html>



●非核の会京都「ビキニ事件は終わっていない！」
http://hikaku-kyoto.la.cocacn.jp/bikini_no_dead.html



せんしゅう
連載: NO NUKES 千秋の想い⑳

**若者たちへ呼びかける／
ビリョクだけどもリョクじゃない！
被爆国民へ呼びかける／
核兵器禁止を我が事として！**

長谷川千秋（元朝日新聞大阪本社編集局長）

六二三 八六八九八一五 五三に繋げ 我ら今生く
(注1)

「改憲勢力3分の2」を阻んだ7月の参院選から広島・長崎原爆忌、終戦記念日へと、盛り沢山の新聞、テレビ報道に接しながら、あれこれ考えた夏でした。

残念に思ったことが2点あります。1つは、今回参院選の投票率が48・8%（選挙区）と5割を切り、過去2番目の低さだったばかりか、18、19歳の投票率は31・33%と18歳選挙権が始まった3年前より約15ポイントも減ったこと。未来を背負う若者が3人に1人しか投票所に足を運ばなかったのです。

もう1つは、参院選で1人区での野党候補者1本化を支えた市民連合と5野党・会派の間で合意された13項目の共通政策(注2)に核兵器禁止条約のことがひと言も触れられなかったことです。本コラム⑭、⑮で戦争による唯一の被爆国として核禁条約推進は地球市民社会への責務だと訴えてきたつもりだったので、正直、がっかりでした。

私は長年勤めた新聞社を卒業後、1市民としてささやかでも核兵器廃絶運動にと思い立ち、取り組んだ1つが、原爆症認定集団訴訟・近畿の裁判傍聴支援でした。6年半、書き続けた裁判傍聴日誌を京都原爆訴訟支援ネット編で出版していただいた本(注3)のあとがきに書きました。

「若者たちの間でいま、『微力だが無力ではない』という言葉が広がりつつあるそうです。歳はとりましたが、私もこの言葉を大切に生きていきたいと思えます」

後日、弁護団の方が『ビリョクだけどもリョクじゃない』という高校生1万人署名活動（高校生平和大使）(注4)の合言葉です、と教えてくれました。この言葉、2014年には長崎・平和宣言でも紹介されたのを思い出します。今夏も、平和大使たち23人がジュネーブの国連欧州本部を訪れ、この1年に国内外で集めた21万5千余筆の核兵器廃絶署名を渡しました。

でも、こうして行動する若者たちはまだ少数なんですね。大人社会も同じように見えます。核兵器廃絶を願いながら国民の多数は長い間、「核の傘」によ

る日米同盟を是認してきました。核抑止とはいざとなれば核を使うぞという脅しです。核兵器の使用も威嚇も禁ずる核禁条約に日本政府が署名・批准するかどうか、私たち被爆国民の本気度が試されているのです。

核兵器の恐ろしさを今一度知るために、核禁条約を推進するために、行動しませんか。

リニューアルされた広島・原爆資料館、東京・第五福竜丸展示館へ足を運ぼう。いますぐにでもお手元でできるのは、もうすぐ1000万筆に届くヒバクシヤ国際署名のネット署名(注5)です。

私も高校生たちの合言葉に従って一。七夕の日、地域の木津九条の会の仲間たちと語らって、近くの藪から笹を切り出し、「七月七日は核兵器禁止条約採択から二周年 被爆国日本が率先して批准しますように」と書いた短冊を1枚だけつけたミニ笹を100本用意。夕刻、JR 駅前前で「七夕で〜す。ご家庭でどうぞ」と市民に配ったら(写真)、小1時間ですべて



お持ち帰りいただけました！ 全国津々浦々で #微力だけど無力じゃない！ #核兵器禁止条約推進を！の声を。(完) (当会常任世話人)

(注1) 2011年の第27回朝日歌壇賞の一首。詳しくは岡山県立図書館の下記URLで検索してください。

<http://www.libnet.pref.okayama.jp/>

(注2) 調印された共通政策全文と、参院選後の市民連合の声明は下記URL参照。

<https://shiminrengo.com/wp/wp-content/uploads/2019/06/a2bbca68ee38e91be115ef06d0bbfb65.pdf>

<http://shiminrengo.com/archives/2710>

(注3) 「にんげんをかえせ—原爆症裁判傍聴日誌」(かもがわ出版、2010年2月刊)

(注4) ホームページのURLは

<https://peacefulworld10000.com/shomeikatsudo>

(注5) ネット署名へはここから

<https://hibakusha-appeal.net/>

編集後記

●連載「NO NUKES 千秋の想い」は、2013年5月創刊以来1回も欠かさず心温まるコラムを寄せていただきました。今号でお休みいただくことになり残念です。しかし、機会をみて再開できることを願っています。(長長)

編集・発行:非核の政府を求める京都の会 〒606-8397 京都市左京区聖護院川原町4-13 教育会館別館1階
Tel・Fax:075-771-0729 Mail:hikaku-kyoto@nifty.com ホームページ <http://hikaku-kyoto.la.cocacn.jp/>